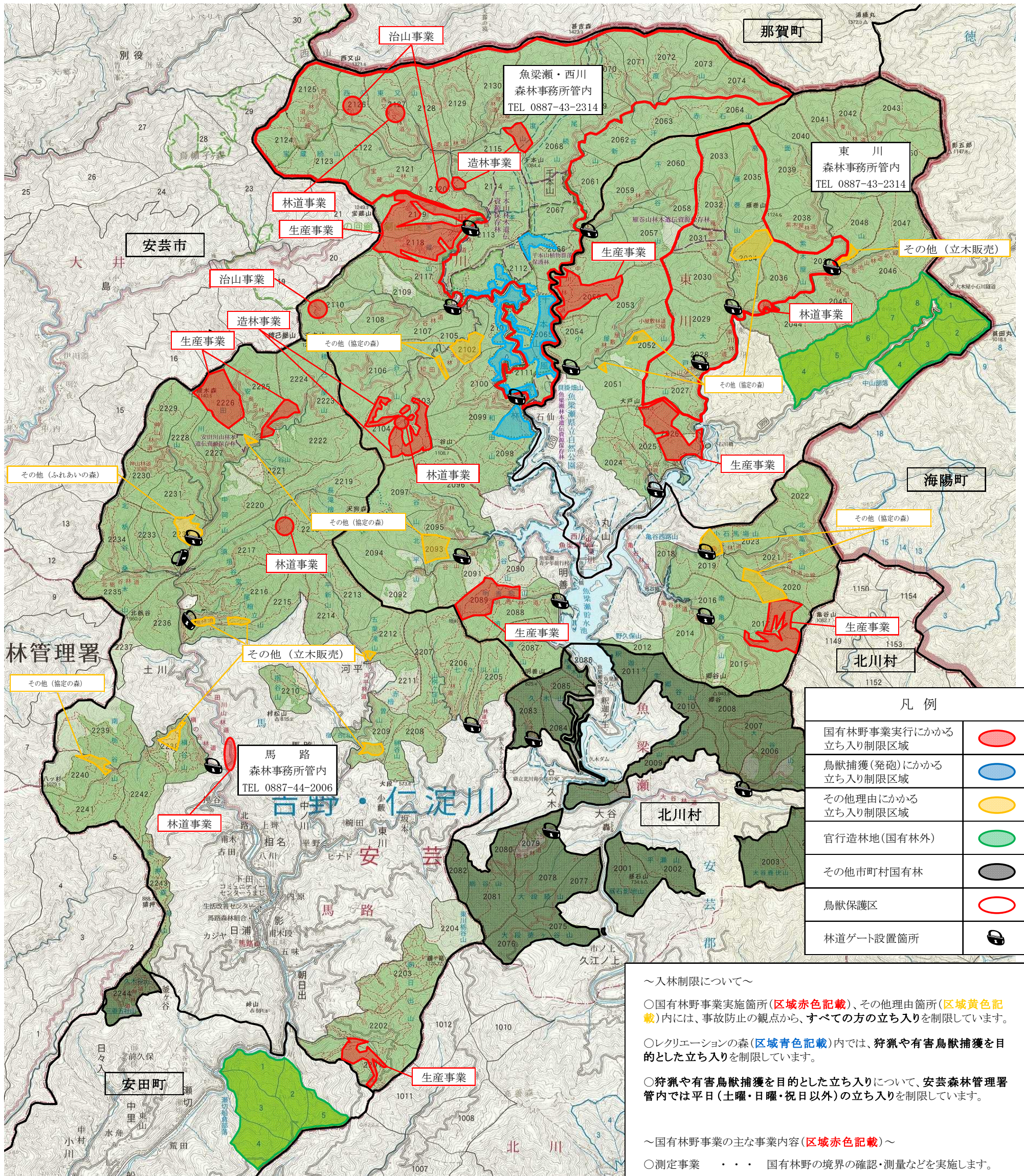


令和5年度 立入制限区域図

※この図面は、国有林野事業実行及び狩猟または有害鳥獣にかかる事故防止の観点から、令和5年10月現在の入林及び国有林野事業等の実行予定箇所をお知らせする目的で安芸森林管理署が作成しています。



| 凡例 | |
|----------------------|--|
| 国有林野事業実行にかかる立ち入り制限区域 | |
| 鳥獣捕獲(発砲)にかかる立ち入り制限区域 | |
| その他理由にかかる立ち入り制限区域 | |
| 官行造林地(国有林外) | |
| その他市町村国有林 | |
| 鳥獣保護区 | |
| 林道ゲート設置箇所 | |

～入林制限について～

○国有林野事業実施箇所(区域赤色記載)、その他理由箇所(区域黄色記載)内には、事故防止の観点から、すべての方の立ち入りを制限しています。

○レクリエーションの森(区域青色記載)内では、狩猟や有害鳥獣捕獲を目的とした立ち入りを制限しています。

○狩猟や有害鳥獣捕獲を目的とした立ち入りについて、安芸森林管理署管内では平日(土曜・日曜・祝日以外)の立ち入りを制限しています。

～国有林野事業の主な事業内容(区域赤色記載)～

- 測定事業・・・国有林野の境界の確認・測量などを実施します。
- 造林事業・・・造林木の育成に必要な施業(地拵、植付、間伐、病虫害防除等)を実施します。
- 生産事業・・・造林木の伐採・搬出を実施します。
- 林道事業・・・林道の新設・改良等を実施します。
- 治山事業・・・治山(山の崩壊等を防ぐ)ための施設を施工します。
- (入林)・・・登山やボランティア等、申請等があった入林箇所を示しています。